

地球環境保全試験研究費に係る評価実施要領

平成 29 年 2 月 13 日
環境省地球環境局

第一章 総則

(目的)

第 1 条 地球環境保全試験研究費（以下「地球一括計上」という。）は、環境省設置法（平成 11 年法律第 101 号）第 4 条第 3 号の規定及び地球環境保全等に係る試験研究関係経費の一括計上に係る基本方針について（環政総第 109 号・環地総第 120 号、平成 13 年 4 月 2 日環境省総合環境政策局長・環境省地球環境局長）に基づき、環境省が地球環境保全に関する関係行政機関の研究費を一括して計上することにより、地球環境保全に関する研究調整を通じて、政府全体としての中・長期的な研究の進捗の効率化を図るものである。

本実施要領は、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）及び環境省研究開発評価指針（平成 21 年 8 月 28 日総合環境政策局長決定）を踏まえ、地球一括計上の制度及び同制度の下で実施する研究開発課題の評価に関する手法を定め、もってその効果的・効率的な推進を図ることを目的とするものである。

(評価対象)

第 2 条 地球一括計上の制度及び同制度の下で実施する全ての研究開発課題を評価の対象とする。

第二章 研究開発課題に係る評価

(研究開発課題の評価)

第 3 条 地球一括計上で実施する研究開発課題の必要性、目標及び進め方の適切さ等を判断し、研究の効率化及び研究成果の最大化を図ることを目的として、事前評価、中間評価、事後評価及び追跡評価（以下この章において「評価」という。）を実施する。

- 一 事前評価 研究の開始前に、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の資源配分の意思決定等を行うために実施する。
- 二 中間評価 研究の実施途中の段階において、情勢の変化や進捗状況等を把握し、その加速や中断・中止を含めた計画変更の要否の確認等を行うために実施する。

三 事後評価 研究が終了した段階において、目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究発展への活用等を行うために実施する。

四 追跡評価 研究終了後の一定期間を経過した段階において、研究成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、その検証結果を次の研究開発課題の検討、関連する研究施策等の見直し、評価方法の改善に反映するため、必要に応じて実施する。

(評価者)

第4条 評価者は環境省地球環境局が設置する地球環境保全試験研究費評価委員会(以下「評価委員会」という。)とする。

2 評価委員会の委員には、当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家を選任し、必要に応じて、評価技術に精通している専門家や分野横断的専門家等を加えることができる。

3 評価に当たり、環境省は、必要に応じて行政的観点からの意見を評価委員会に対し提示することができるものとし、評価委員会は、当該意見を含めて総合的な評価をするよう努めるものとする。

4 利害関係の範囲を明確に定めること等により、利害関係者が評価委員会に加わらないこととする。

5 評価委員の氏名は、適切な時期に環境省が公表する。

(評価時期)

第5条 評価の実施時期は、次のとおりとする。

一 事前評価 当該研究開発課題の募集締切り後、速やかに実施する。

二 中間評価 研究期間が3年の研究開発課題は研究開始後2年度目に、同期間が4年以上のものは研究開始後3年度目に実施する。

三 事後評価 研究が終了する年度の翌年度に実施する。

四 追跡評価 研究終了後3年目から5年までの間に、必要に応じて実施する。

(評価方法)

第6条 事前評価、中間評価及び事後評価に当たっては、書面若しくはヒアリング、又はその両方による評価を実施する。その際、書面評価の対象又はヒアリング評価の参

考資料として、「中間成果報告書」及び「終了成果報告書」を活用するものとする。

- 2 評価は、必要性、効率性及び有効性の観点の下、研究開発課題の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定して実施する。
- 3 評価方法は、被評価者に対しあらかじめ周知する。
- 4 研究の目的、内容や性格によっては、その成果が必ずしも短期間に現れないものもあることから、画一的・短期的な観点による性急な成果を期待するような評価に陥らないよう留意する。
- 5 特定の研究参画者への研究費の過度な集中を防ぎ、効率的な研究の推進を図るため、事前評価においては、研究参画者のエフォート(研究専従率)を考慮する。
- 6 追跡評価に当たっては、アンケート又はヒアリングにより研究開発成果の活用状況等を把握し、効果や波及効果、過去の評価の妥当性等を検証して、その結果を次の研究開発課題の検討、制度の見直し等に活用する。

(評価結果の取扱い)

第7条 評価結果については、各研究開発課題に対する研究費の配分や研究目標及び研究計画の見直し等に適切に反映させる。

- 2 被評価者に対しては、当該被評価者に係る評価結果を開示する。
- 3 評価結果については、個人情報や知的財産の保全等に配慮しつつ、インターネットを利用するなどの方法により、国民に積極的に公表する。

第三章 制度評価

(制度評価の目的)

第8条 地球一括計上が、地球環境保全に係る環境政策上の観点から妥当であるか等、地球一括計上の研究制度の継続的な改善のため、制度評価（以下この章において「評価」という。）を実施する。

(評価者)

第9条 評価者は評価委員会とする。

- 2 評価に当たり、環境省は、必要に応じて行政的観点等からの意見を評価委員会に対して提示することができるものとし、評価委員会は、当該意見を含めて総合的な評価をするよう努めるものとする。

(評価時期)

第10条 情勢の変化や目標の達成状況等を把握し、その加速や見直しの要否の確認等を行うため、5年ごとを目安として定期的に実施する。

(評価方法)

第11条 研究領域ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、具体的な指標、数値による評価手法の活用を図るよう努める。

- 2 評価は、必要性、効率性及び有効性の観点の下、適切な評価項目及び評価基準を設定して実施する。

(評価結果の取扱い)

第12条 評価結果については、予算、人材等の資源配分への反映、施策の改善等に反映させるとともに、研究への国費の投入等に関する国民への説明責任を果たすため、これらの活用状況も含めて公表する。

附則

本実施要領の制定に伴い、「地球環境保全等試験研究費に係る研究開発評価実施要領」(平成18年10月31日付け総合環境政策局長・地球局長決定)は廃止する。